

尼崎市動物愛護管理推進計画 実施方針

令和4年11月

尼崎市

目次

はじめに

第1章 尼崎市における動物愛護管理行政の現状

第1 狂犬病予防法関係業務

第2 動物の愛護及び管理に関する法律関係業務

第2章 尼崎市が今後取り組むべき課題

第1 動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

第2 犬・猫の理由なき殺処分ゼロへの取組について

第3 動物取扱業者への監視・規制等の強化について

第4 多頭飼育問題について

第5 協働の取組について

はじめに

昨今、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼養する家庭が増加している一方で、ペットの遺棄や虐待、飼育放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには多頭飼育問題や野外で生息する所有者の判明しない猫（以下「野良猫」という。）の問題など、動物の愛護及び管理に関する様々な問題が生じています。

このような状況の中で、令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）が改正されたことにより、適正飼養のための規制が強化され、動物の愛護及び管理の一層の推進が図られることとなりました。また、兵庫県においても、令和3年3月に、法第6条第1項の規定に基づく動物愛護管理推進計画が策定され、人と動物が共生する社会を形成するために動物の愛護及び管理に関する推進が図られています。

本市では、平成23年3月に尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議において提言された「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について（提言）」に基づき各種事業を推進してきました。しかし、令和元年度における法改正、令和2年度における兵庫県動物愛護管理推進計画の更新及び昨今の社会情勢に伴う様々な課題や対応業務の変化が生じていることを受け、課題解決に向けた新たな取組が必要となってきたことから、当該提言に基づく方針を見直し、現行の兵庫県動物愛護管理推進計画の趣旨を勘案したうえで、本市における取り組むべき課題等に対する新たな基本方針として「動物愛護管理推進計画実施方針」を策定しました。

本市では、今後、この実施方針を推進することにより、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を目指します。

令和4年11月1日
尼崎市

第1章 尼崎市における動物愛護管理行政の現状

第1 狂犬病予防法関係業務

1 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付など

狂犬病予防法が制定される1950年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断され、ヒトも狂犬病により死亡していました。このような状況を改善するために狂犬病予防法が施行され、犬の登録、狂犬病予防注射の実施及び野犬の抑留が徹底されるようになり、わずか7年で国内の狂犬病は撲滅されました。それ以来国内感染による発生はありませんが、海外ではほとんどの地域で常在化しており、毎年数万人が命を落としています。日本も狂犬病侵入の脅威に常に晒されていることから、年1回の飼い犬のワクチン接種は侵入時の蔓延防止対策として非常に重要になっています。

本市では狂犬病予防法に基づき、市内で飼育されている犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付に関する業務を行っています。

また、市民の利便性と狂犬病予防注射の接種率向上を図るため、尼崎市開業獣医師会に交付事務を委託し、委託動物病院で交付を受けられるようにしています。

【犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数】

	H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
年度末登録件数	13,470	23,149	27,364	27,688	28,215	28,682
新規登録件数	1,365	2,144	1,268	1,348	1,459	1,437
注射済票交付件数 (市委託獣医院分)	9,101 (6,300)	13,822 (10,598)	11,958 (11,081)	11,992 (10,254)	11,842 (10,014)	11,833 (9,895)

2 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する普及啓発及び指導

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射を年一回受けることが義務付けられています。本市では狂犬病予防注射の接種率向上を図るため、次のような取組を行っています。

- (1) 市報あまがさき、町会用ポスター、市ホームページ等の媒体を用いた犬の登録と狂犬病予防注射の実施に関する普及啓発
- (2) 次年度の狂犬病予防注射の実施に関する個別案内通知(毎年3月)の実施
- (3) 未接種犬の飼い主に対する接種案内の送付

3 放浪犬の捕獲・収容

「狂犬病予防法」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、けい留義務等に違反している犬の捕獲・収容を行っています。

なお、社会情勢の変化や飼育マナーの向上、行政による野犬対策等により、近年の犬の抑留頭数は一桁台で推移しています。

【犬の捕獲頭数】

H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
171	8	4	5	2	1

第2 動物の愛護及び管理に関する法律関係業務

1 犬・猫の引取り

本市では、やむを得ない飼い主の事情により継続飼養が困難になった犬・猫や警察に収容された犬・猫、所有者の判明しない離乳前後の猫の引取りを行っています。

所有者から引取りの求めがあった際は、引取りを求める事由を聴き取り、法令に規定されている終生飼養に努めるよう説諭するとともに、引取り拒否要件に該当しないかどうかの確認を行います。要件に該当しない場合は引取りを行い、要件に該当する場合は所有者の事情に沿った助言を行った上で引取りを拒否しています。ただし、引取りを求める事由や飼育頭数を聴き取る中で、生活環境の保全等に係る措置が必要と認められる場合は、飼養の継続及び不妊去勢手術その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行う場合もあります。引取りを行う際は、可能な限り生存の機会を与えるものの、収容状況や健康状態等によっては安楽殺処分の可能性もある旨を所有者に十分説明し、同意を得た上で行っています。

なお、所有者の判明しない猫の引取依頼があった際、周辺的生活環境が損なわれていないなど、引取り拒否要件に該当する場合は法令に基づいて引取りを拒否しています。また、駆除を目的として捕獲された猫や所有者等がいる可能性を含む自活可能な猫についても、動物愛護の観点から拒否しています。

センター開設当時から比較すると、犬の引取り数は不妊去勢手術の普及や終生飼養意識の向上等により大きく減少しています。猫の引取り数についても、【T r a p (捕獲する)・N e u t e r (不妊手術する)・R e t u r n (捕獲した場所に戻す)】による野良猫の不妊去勢手術活動(以下「TNR活動」という。)の推進が大きく寄与しており、所有者のいない子猫の引取り数は減少傾向にあります。

【犬・猫の引取り頭数】

			H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
犬	成犬	所有者	63	68	1	2	1	10
		拾得者	1	39	6	3	2	0
		小計	64	107	7	5	3	10
	子犬	所有者	0	4	0	0	0	0
		拾得者	88	0	0	1	0	0
		小計	88	4	0	1	0	0
合 計		152	111	7	6	3	10	
猫	成猫	所有者	30	16	21	32	53	17
		拾得者	9	13	25	8	5	1
		小計	39	29	46	40	58	18
	子猫	所有者	32	3	0	15	8	45
		拾得者	800	492	169	116	68	36
		小計	832	495	169	131	76	81
合 計		871	524	215	171	134	99	

2 負傷動物の収容

法に基づき、道路、公園、その他公共の場所において、負傷又は疾病により回復の見込みがない状態で発見された犬・猫等の愛護動物を収容しています。また、尼崎市開業獣医師会に応急処置を委託しており、市民が負傷動物を委託獣医院に運び込んだ場合は応急処置が施された後、センターに収容されます。

なお、収容される負傷動物の多くは交通事故等により重傷を負った、あるいは重篤な疾病に罹患した猫であり、治療を続けることにより却って苦痛を長引かせる結果となる場合が多いことから、ほぼ全ての個体が収容後に安楽殺処分となっています。

【負傷動物収容頭数】

		H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
犬	成犬	11	3	1	0	1	0
	子犬	1	0	0	0	0	0
猫	成猫	31	40	17	15	8	11
	子猫	19	13	7	9	4	5

3 収容動物の返還処分、譲渡処分、殺処分

収容動物は法令に基づき、所有者への返還処分、新たに飼養を希望する者への譲渡処分、安楽殺処分のいずれかを実施します。

(1) 返還処分

収容動物の所有者が判明し、返還申請があった場合は速やかに返還処分を行います。その際所有者には逸走防止対策を始めとした、飼い主が果たすべき義務等について指導や助言を行います。

なお、返還される動物のほとんどが犬であり、近年は犬の収容数の減少に伴い返還数が少なくなっています。

【犬・猫の返還頭数】

	H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
犬	31	12	2	2	2	0
猫	0	0	1	1	0	1

(2) 譲渡処分

収容動物については、施設内での感染症を予防する観点から、収容後にワクチン、駆虫薬の投与等の予防医療や個体に応じた治療を行います。その後、家庭動物としての適性を有する犬・猫の譲渡希望者を、本市ホームページ、民間の里親募集サイト等を通じて一般募集しています。譲渡希望者については、面談に加え、書面による家族構成や動物の飼養経験、適正飼養意識の確認及び家庭訪問による飼育環境の調査等を行い、譲渡先としての適性を審査します。審査を通過した希望者は譲渡登録者となり、相性確認のために希望する動物を一定期間体験飼養し、特に問題が無ければ正式譲渡を行います。体験飼養中は、対象動物に関する不安や疑問点等を解消し、譲渡を円滑に進めるために、職員が必要に応じて説明や助言を行います。また、譲渡後一年を目途に譲渡後の飼養状況（未不妊・未去勢で譲渡された場合は手術実施の有無等）を確認するため、飼養実態調査を実施しています。

また、本市では団体譲渡制度【収容動物を引取り、新しい飼い主を探すボランティア（団体又は個人）を市に登録する制度】を導入しており、令和2年度からは、センターでの飼養管理が難しい離乳前後の猫を飼養経験が豊富な登録団体に譲渡することで、収容動物の譲渡促進に努めています。

犬の譲渡数については、収容数の減少に伴い数年前から一桁台で推移しています。猫の譲渡数については、この数年間において100頭前後で推移しています。

【犬・猫の譲渡頭数】

	H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
犬	0	13	11	6	6	6
猫	0	11	140	96	109	92

(3) 殺処分

センターの収容状況、犬・猫の健康状態及び家庭動物としての適性により、安楽殺が適当であると職員が判断した場合は、可能な限り苦痛を与えない方法で殺処分を行います。

近年の殺処分数は、猫の完全室内飼養の一般化やTNR活動の効果による収容数の減少、譲渡事業の推進に伴い減少傾向にあります。

【犬・猫の殺処分頭数】

	H12年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
犬	302	97	3	1	0	1
猫	915	575	101	83	35	34

(4) 動物に関する相談等

犬については糞の放置や放し飼い、無駄吠え等に関する苦情相談が、猫については所有者の判明しない猫や外飼いによる糞尿被害、車や家屋の破損被害、多頭飼育に起因する苦情相談が数多く寄せられており、職員が必要に応じて現地確認後、当事者に対し助言や指導を行います。

(5) 適正飼養に係る普及啓発

本市では、主に下表に示す媒体を通じて、広く市民に動物の適正飼養に係る普及啓発を実施しています。また、飼育放棄に関する相談、飼い犬に関する糞の放置や放し飼い、無駄吠え等の相談、外飼い猫に関する糞尿など、様々な相談が寄せられていますが、今後も無責任な所有者等に必要な指導を行い、適正飼養に関する意識の向上を図ります。

【普及啓発の取組内容】

ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼い主のみなさまへ ・猫の飼い主のみなさまへ ・動物の譲渡について <p style="text-align: right;">など</p>
市報あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録と狂犬病予防注射について ・動物愛護週間について ・野良猫不妊手術助成金説明会の開催について
町会用ポスター掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ ・野良猫のことでお困りではないですか？(TNR活動啓発ポスター)
啓発プレートなどの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の糞の適正処理について(プラスチック板、ステッカー)
各種パンフレットの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・人と犬の共生ガイドブック(適正飼養啓発用パンフレット) ・人と猫の共生ガイドブック(適正飼養啓発用パンフレット) ・あなたとペットの災害対策(ペット同行避難啓発用パンフレット) ・あまがさき市動物愛護基金(基金周知用リーフレット)

(6) 野良猫への対応

野良猫に不妊去勢手術を行うことで生息数を減らし、地域トラブルの解消と環境の悪化を防止するTNR活動に対して、野良猫不妊手術助成金交付制度を実施し、活動を推進しています。

野良猫不妊手術助成金交付制度では、市民を対象とした野良猫不妊手術助成金交付説明会を開催し、活動の趣旨を理解した方に不妊去勢手術に係る費用助成を行っています。令和3年度には野良猫不妊手術助成金の受給条件であった地域承認制度を改正し、地域の承認を必要とする町会申請と不要な個人申請に再編したため、今後は活動の更なる活性化が見込まれます。

当制度の開始以降、猫の路上死数が着実に減少していることから、野良猫の頭数が減少していると推定され、一定の成果が表れていることがわかります。一方で、TNR活動の誤解による住民トラブルの発生等、様々な課題も存在します。

【猫の路上死匹数】

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1510	1484	1284	1052	927	893	768	599

【野良猫不妊手術助成金適用匹数】

	H19年度	H21年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
オス	-	-	354	344	282	453
メス	100	100	354	399	311	462

(7) 学校飼育動物活動

小学校や幼稚園に対し、学校で飼育されている動物の適正飼養に係る助言又は指導や診療等の技術的援助を尼崎市開業獣医師会と連携して実施するとともに、ウサギのふれあい教室の開催を通じて、子どもたちへの動物愛護教育を目的とした「学校飼育動物活動」に取り組んでいます。

(8) 第一種及び第二種動物取扱業に関する業務

法に基づき、ペットショップやブリーダー、トリミング業者等の第一種動物取扱業の登録及び動物愛護団体等が該当する第二種動物取扱業の届出受理並びに第一種及び第二種動物取扱業事業者（以下「動物取扱業者」という。）に対する監視指導業務を行います。

令和元年6月に法が改正され、動物取扱業者が取扱う動物の飼養管理基準がより細部にわたり明確化されるなど、動物取扱業の適正化を図るための規制が強化されました。本市でも、監視計画に基づき業種に応じた定期的な監視指導を実施し、市内動物取扱業者に対して法令を確実に遵守するよう指導を行っています。

また、動物取扱業者の自主的な改善を促すため、動物取扱責任者研修会を開催し、遵守事項の周知を図っています。

なお、市内の第一種動物取扱業の登録数は販売業とトリミング等の保管業が約8割を占めており、第二種動物取扱業では譲渡業が約半数を占めています。

【第一種動物取扱業登録数】(R3年末現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	競り斡旋	譲受飼養	合計
56	102	2	14	7	0	1	182

【第二種動物取扱業登録数】(R3年末現在)

譲渡	保管	貸出	訓練	展示	合計
4	1	0	0	2	7

(9) 特定動物の飼養保管許可に関する業務

法に基づき、特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として、法施行令で定める動物）の飼養に関する許認可業務と定期的な監視指導を行っています。また、令和元年6月の法改正により、愛玩目的での飼養等の禁止や特定動物の交雑種（ただし一代目に限る）の規制対象への追加等の規制が強化されたことについて周知啓発を行っています。

【特定動物飼養保管許可施設件数】

R1	R2	R3
7	6	6

第2章 尼崎市が今後取り組むべき課題

第1 動物の愛護及び管理に係る普及啓発について

1 基本的考え方

「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発への取組は、今後ますます重要になると考えられます。全ての所有者等は、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を未然に防止する必要があります。相談に関する助言や苦情に対する指導に加え、所有者等の管理責任に対する意識を高め、適正飼養の徹底を図るために、より効果的な啓発手法を工夫し、検討していきます。

2 現状と課題

(1) 現状

動物の愛護と適正な管理を推進するためには、動物取扱業者をはじめとした動物に関わる全ての者のみならず、広く一般市民に対して、動物の適正飼養の知識と理解を普及することが重要であり、様々な機会を通じて適正飼養の啓発に取り組んでいます。

動物取扱業者に対しては定期監視時等における助言及び指導、一般市民に対しては、センター、保健所、地域振興センター等における適正飼養ガイドブック等の設置及び配布、市ホームページや市報あまがさきにおける記事の掲載、町会掲示板でのポスター等掲示、犬の糞害防止看板の配布、講演会の開催などを行っています。その他、啓発チラシを作成し、市ホームページに掲載しております。

また、尼崎市開業獣医師会と連携し、幼稚園及び小学校で学校飼育動物訪問活動やふれあい活動を行い、将来の社会を担う子どもに対して、他者への思いやりやいたわりの心を育ていく人格形成教育の一助を担っています。

(2) 課題

近年の動物愛護思想の高揚に伴い、ペットを家族の一員と捉えて適正に飼養する人は年々増加傾向にありますが、依然として市には、飼い犬の糞の放置や放し飼い、無駄吠え等の相談、野良猫の糞尿等の相談など、動物の飼い方をめぐる近隣住民とのトラブルが数多く寄せられています。また、近年では多頭飼育に係る不適正飼養や身寄りのない高齢者等から飼育放棄に関する相談も目立ちます。こうした問題の予防や解決に向け、所有者等に対してより一層の啓発強化に加え、地域住民が動物と正しく向き合い理解を深めるための工夫と取組が必要です。

3 施策の方向性

動物の所有者だけでなく動物を飼養していない市民にも動物への正しい向き合い方を知ってもらうため、現状の普及啓発方法に加え、動物愛護推進員等との連携を図りながら、動物愛護の気風を招来し、終生飼養や適正管理への意識を高める教育活動、広報活動等の取組を検討します。具体的には、講演会の実施や公共施設各所へのポスター掲示等により動物愛護センターの現状・役割を一般に広めることで、愛護動物に関する相談窓口の周知を図ります。また、地域振興センター等において、適正飼養に関するパネル展示等のイベント開催も検討していきます。

また、次世代の担い手である子ども達に、命を大切にする心を養い、動物と人との適正な関わり方について考える場を提供する必要があり、動物愛護推進員と連携を図りながら、子ども達の成長に沿ったカリキュラムを検討する等、より積極的な取組について検討を重ねてまいります。

第2 犬・猫の理由なき殺処分ゼロへの取組について

1 基本的考え方

センターの法的位置付けは「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく収容施設であり、保護施設（いわゆる“シェルター”）ではありません。収容した動物は、最終的に返還処分、譲渡処分、殺処分のいずれかの処分を行います。近年、本市の殺処分数は減少傾向ですが、管理が難しい離乳前の猫や回復の見込みがない負傷動物の収容に加え、収容後の健康状態や家庭動物としての適性、収容能力等、様々な状況により殺処分の判断を行わざるを得ないケースが無くなることはありません。

譲渡処分は殺処分数低減の一助となりますが、殺処分回避のみを目的とした安易な譲渡（例：家庭動物に適さない動物の譲渡、飼育環境が不十分な家庭への譲渡、民間保護団体の管理能力を無視した団体譲渡）は不適正飼養を誘発するため、根本的な解決手段にはなりません。法の趣旨や動物福祉を鑑み、動物が収容される原因に対する「根本的な対策」を主軸に、「理由なき殺処分ゼロ」への取組を進めていきます。

2 現状と課題

(1) 現状

本市における犬・猫の殺処分数は年々減少傾向にあるものの、依然として殺処分の選択肢しかない動物も存在します。

殺処分となる犬・猫の多くは、所有者のいない離乳前の猫や負傷動物が占めています。センターでの管理が難しい離乳前の猫や交通事故等により重傷を負っている、若しくは重篤な疾病に罹患している負傷動物は、飼養や治療を続けることにより、かえって苦痛を長引かせるような状態であることから、安楽殺の選択が妥当であると職員が判断した場合は、可能な限り苦痛を与えない方法で殺処分を行います。

また、近年、多頭飼育問題を抱える飼い主や飼育継続が困難になった高齢者からの引取相談もセンターに寄せられるようになり、比較的高齢の犬・猫が収容されるため、譲渡対象動物であったとしても、すぐには譲渡希望者が見つからず、長期間収容されることが少なくありません。こうした収容の長期化により、限りあるセンターの収容能力が圧迫されています。

(2) 課題

殺処分数の多くを占める所有者のいない子猫は、ほとんどが野良猫の過剰繁殖に起因しています。本市では、平成19年度より野良猫問題の解決に向けて、TNR活動における不妊去勢手術に対して助成金制度を設け活動支援を行っています。しかし、野良猫の過剰繁殖や地域環境の悪化による住民トラブルは未だに絶えること

がなく、野良猫の引取相談及び子猫の収容は続いています。

また、自己都合でペットを飼育放棄し、センターへ引取りを求める所有者からの相談も後を絶ちません。さらに、多頭飼育者や身寄りのない高齢者からの相談も少なくなく、所有者責任に対する認識不足の深刻さが浮き彫りとなっています。

3 施策の方向性

単なる「殺処分ゼロ」というキャッチフレーズをやみくもに訴えるのではなく、以下の施策の更なる推進を図ります。

(1) 収容動物の譲渡に向けた取組

特に収容能力を圧迫させる高齢期の犬・猫の譲渡を促進するために、収容動物の魅力を発信する方法について情報媒体を活用するなど、更なる検討を進めます。また、団体譲渡は動物譲渡実施要領に基づき、団体の収容状況を踏まえて負担をかけない範囲で譲渡を実施します。さらに、離乳前の猫については、飼養経験が豊富な登録団体への譲渡に努めます。

(2) 野良猫の不妊去勢手術活動（TNR活動）の普及啓発

所有者のいない子猫の収容は、ほとんどが野良猫の過剰繁殖に起因します。また、野良猫の生息数の減少は負傷動物の収容数の減少にもつながることから、野良猫の過剰繁殖防止の一助となる本活動を一層促進するため、市ホームページや啓発チラシ、本市助成金制度に係る説明会の開催等により市民に広くTNR活動に係る知識の普及や浸透を図ります。

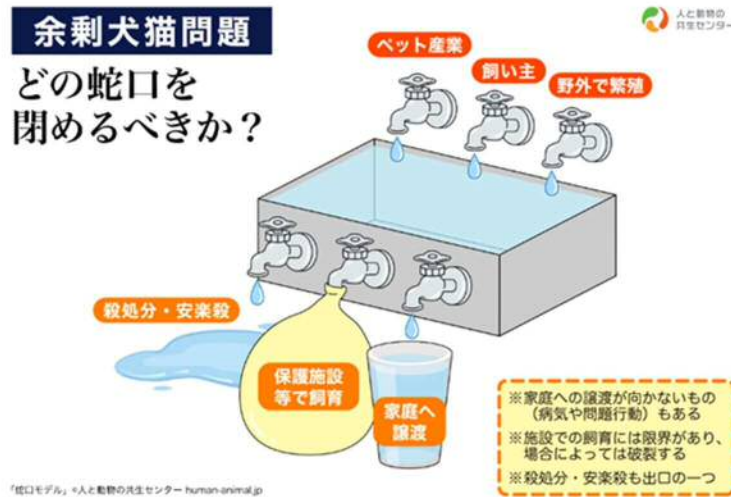
(3) 幅広い世帯に向けた動物の適正飼養及び所有者等の社会的責務の周知徹底

所有者等に対しては、動物に関わることによって生じる社会的責務の自覚を促す必要があります。自身のライフプランを考慮せず、安易な気持ちで動物の飼養を開始した結果、終生飼養の責任を全うできなくなり、センターに引取を依頼するケースが後を絶ちません。動物の飼養を考える際は、自身がその動物を終生飼養できるかどうかを検討する事が最も重要であり、特に高齢者は慎重に考慮する必要があります。無計画な状態ではペットが路頭に迷うため、前もって具体的な預け入れ先を決めておくことは飼い主の大切な責務です。そのため、飼い主に対して万が一の場合に備えて継続飼養先を確保するよう適正飼養及び終生飼養の啓発を図ります。

(4) 法に基づくセンターの位置づけ及び動物の引取りと処分に関する基本的考え方の周知

センターの法的な位置付けは「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく収容施設であり、保護施設（いわゆる“シェルター”）ではありません。

ん。センターの収容状況や犬・猫の健康状態、家庭動物としての譲渡適性など、条件によっては殺処分を選択せざるを得ない状況もあります。また飼い主からの安易な引取りは法の趣旨に反するため、センターの位置づけを明確に示した上で、所有者等が果たすべき責務の周知徹底と適正な動物愛護思想の醸成を図ります。



第3 動物取扱業者への監視・規制等の強化について

1 基本的考え方

令和元年6月に法が改正され、動物取扱業者が取扱う動物の飼養管理基準がより細部にわたり明確化し、動物の適正な取扱いを確保するために厳正な対応が求められるようになりました。市内動物取扱業者に法令遵守の徹底を図るとともに、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質向上を図ります。

2 現状と課題

(1) 現状

現在、市内における動物取扱施設に対し、改正法にて追加された基本遵守事項や施設基準等の規定が該当する事業所への優先的かつ計画的な立入監視及び苦情・相談があった施設等に対しても、必要に応じて立入指導を行ってききましたが、動物取扱業者の知識不足や法に準じた適正な事業運営が行われていない施設が散見されるため、動物取扱業者に対して改正法の周知をするとともに、今後とも監視指導の強化を行っていく必要があります。

また、令和元年度の法改正以前より、動物愛護団体等が該当する第二種動物取扱業者（犬・猫を10頭以上飼養又は保管し、営利を目的とせず譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を行う施設）には届出義務がありますが、届出を行っていない施設は所在の特定等ができないため、動物の適正な取扱いを確保するための監視・指導を行うことが困難な現状もあります。

(2) 課題

改正法で規定される基本遵守事項等について、経過措置の対象となった動物取扱業者をはじめ、改正法における知識や認識の不足が散見されます。法改正に伴い、特に第二種動物取扱業者も、第一種同様に施設基準や人員規定、帳簿の備付け等が新たに義務付けられたことにより、動物の適正な飼養及び管理のより一層の推進並びに法令遵守の徹底を図る必要があります。

また、動物取扱業者から動物を入手した飼い主が飼育放棄をするケースが後を絶たないため、動物取扱業者から消費者への動物の適正飼養に係る説明の履行徹底について強く指導を行っていく必要があります。

3 施策の方向性

(1) 監視指導の強化と優良な動物取扱業者の育成

法令に基づく基本遵守事項や施設基準等の規定をはじめ、適正な飼養管理が行われるよう、監視指導計画に基づく定期的な監視指導を強化します。特に第二種動物

取扱業者については、改正法に新たに遵守事項が定められたことにより、法に沿った動物の適正な飼養管理が行われるよう監視指導を徹底します。

また、動物取扱業者が動物の適正な飼養管理について第一義的責任を有していることを認識するとともに、自らの責任として取り組むことが重要であることから、動物取扱業者が自主的に適正な飼養管理を推進するよう、動物取扱責任者に対する研修会の充実や監視の強化等により、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質向上を図ります。

(2) 動物受け渡し時における説明責任の徹底

動物取扱業者は、動物を取り扱う専門家として、市民に対して動物愛護思想の啓発や適正飼養に関する助言及び指導を積極的に行う必要があります。特に動物を受け渡し際に、法令に基づく事前説明だけでなく、飼い主としての心構えや終生飼養の責務等についても十分に説明するよう指導の徹底を図ります。また、動物取扱業者に対してコンプライアンスに関する啓発資料を配布するなど、適正飼養の普及啓発に繋がります。

(3) 無届出の第二種動物取扱業者に対する届出義務の普及啓発

センターは法に基づいて動物の適正飼養を啓発し、必要に応じて指導していく立場にあることから、第二種動物取扱業に該当しながら無届の施設については、届出を提出するよう指導します。また、施設基準と動物の飼養数が適合しない場合は、動物の不適正管理が危惧されるため、人員及び施設の広さに見合った適正な数に抑えるよう、強く指導を行います。

第4 多頭飼育問題について

1 基本的考え方

多頭飼育問題は、所有者やその飼養動物のみならず、家族や近隣住民の生活環境にまで影響を及ぼす社会問題であるため、問題が深刻化する前に、悪化の状況を早期に発見・把握し、改善・解消に向けた対策を講じることが求められます。

環境省の多頭飼育対策ガイドラインに基づき、「人、動物、地域」に向き合い、多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と早期発見に向けた取組を進めます。

2 現状と課題

(1) 現状

多頭飼育問題は、所有者が野外の動物の拾得や餌やり、動物愛護団体や個人からの譲受け、ペットショップからの購入等、様々なきっかけで動物を入手し、適切な繁殖制限措置を施さずに飼育を続けた結果、個体数が無秩序に増加することが原因です。多頭飼育問題を抱える所有者は、背景に精神的・身体的・経済的な困難を抱えていることが比較的多く、慎重を期して解決手段を検討する必要があります。センターでは、多頭飼育問題の相談を受け付けた際、所有者が置かれている現状を細かく聴き取りし、事態の改善に向けて連携すべき関係主体の抽出を行い、「所有者の生活支援」「動物の飼育状況の改善」「周辺的生活環境の改善」の3つの観点を踏まえた対応方針を決定し、案件を大きく以下に分類し、対応を検討しています。

ア 継続飼養が可能と判断される場合

家屋内及びその周辺的生活環境の改善を図るための助言及び指導を行うとともに、適正飼養の観点から頭数の削減について説諭しています。削減方法として、譲渡方法の助言のほか、処分方法をセンターに一任する条件で犬・猫の引取りを提案します。引取り時は所有者に注意事項について十分に説明し、所有者の了承を得た上で行っており、継続飼養する動物についても繁殖制限措置を速やかに行うよう、適正飼養に向けた助言及び指導を行います。

イ 継続飼養が不可能で、早急に現場から動物を移動させる必要がある等の場合

家屋内及びその周辺的生活環境の改善を図るための助言及び指導を行うとともに、所有者に注意事項について十分に説明し、所有者の了承を得た上で犬・猫を引き取り、センターの収容能力を超える個体については団体譲渡制度に登録しているボランティアへの譲渡を打診しつつ、家庭動物としての譲渡適性を判断し、状況に応じて殺処分を行います。

(2) 課題

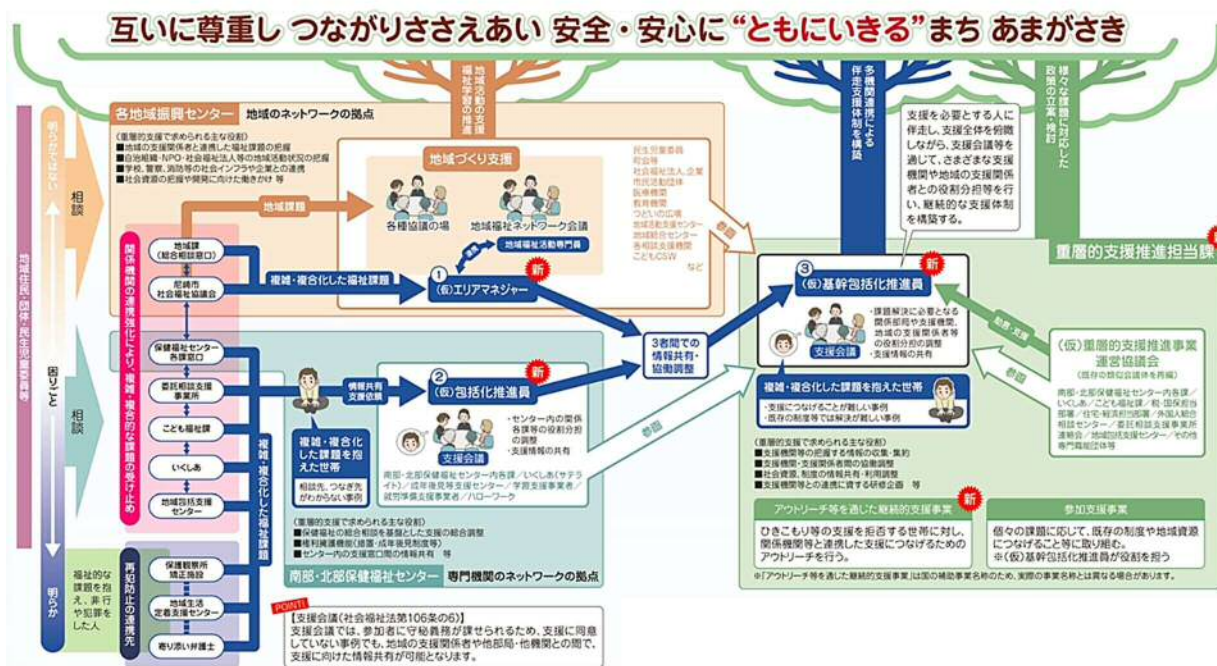
多頭飼育問題は、所有者の経済的困窮や社会的孤立等の要因が複雑に絡み合っており、動物愛護管理分野の対応のみで問題の解決を図ることは極めて困難です。

予防、早期発見、発見後対応のいずれの段階においても、所有者との信頼関係を構築することが最も重要となりますが、信頼関係の構築には非常に多くの時間を費やす場合がほとんどです。

また、動物に関する問題の対応と並行して、人に対する継続的支援を実施する必要があります。

3 施策の方向性

多頭飼育問題は、所有者や飼養動物のみならず、外部の周辺環境にまで影響を与えることから、地域課題の中の一つであると捉えられます。問題を抱える飼い主の早期発見に努め、重層的支援の枠組みを活用して他機関と協力し、問題の解決に向けた取組を進めます。



出典：第4期あまがさきし地域福祉計画

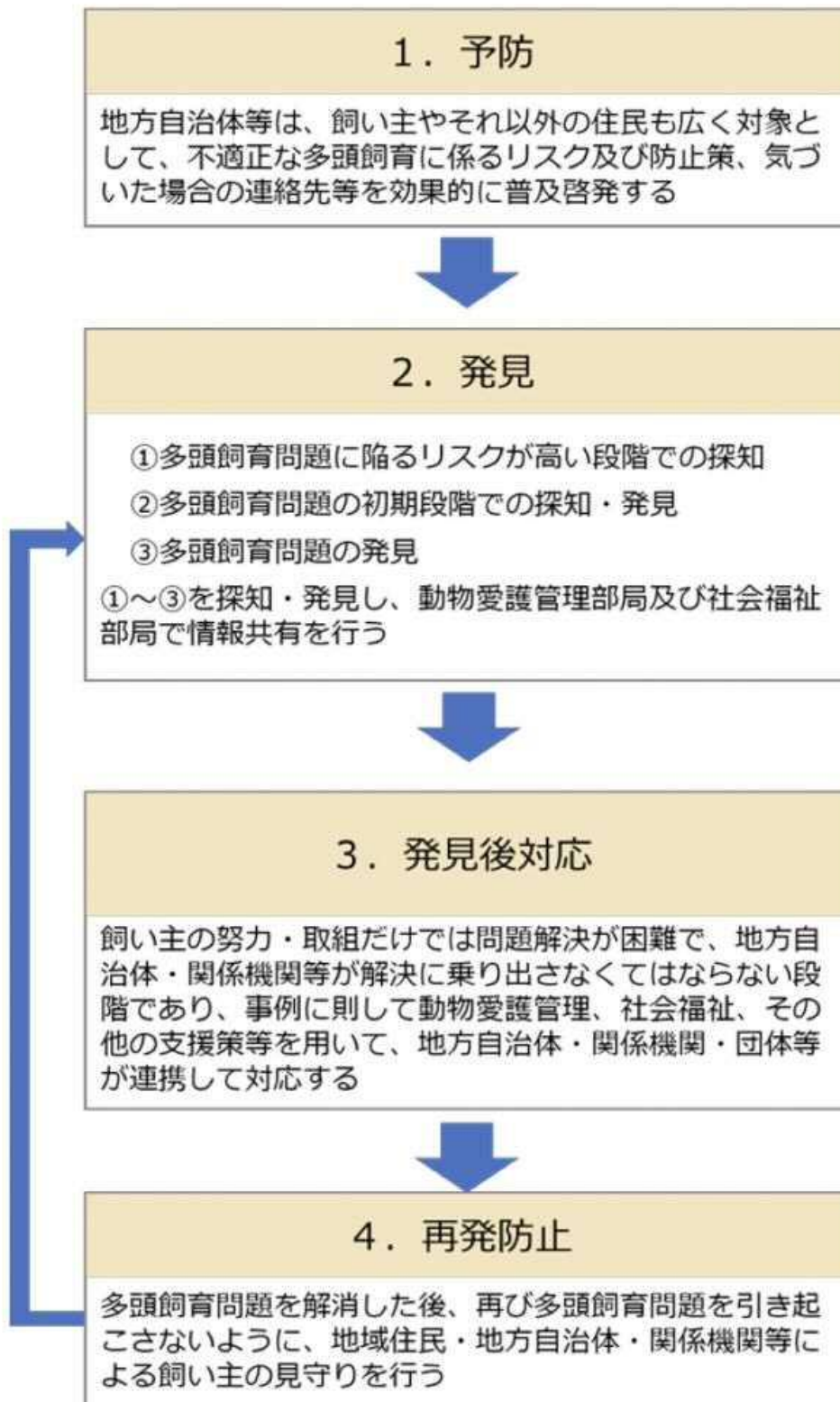


図 9 多頭飼育問題への対応フロー（概要）

出典：人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン

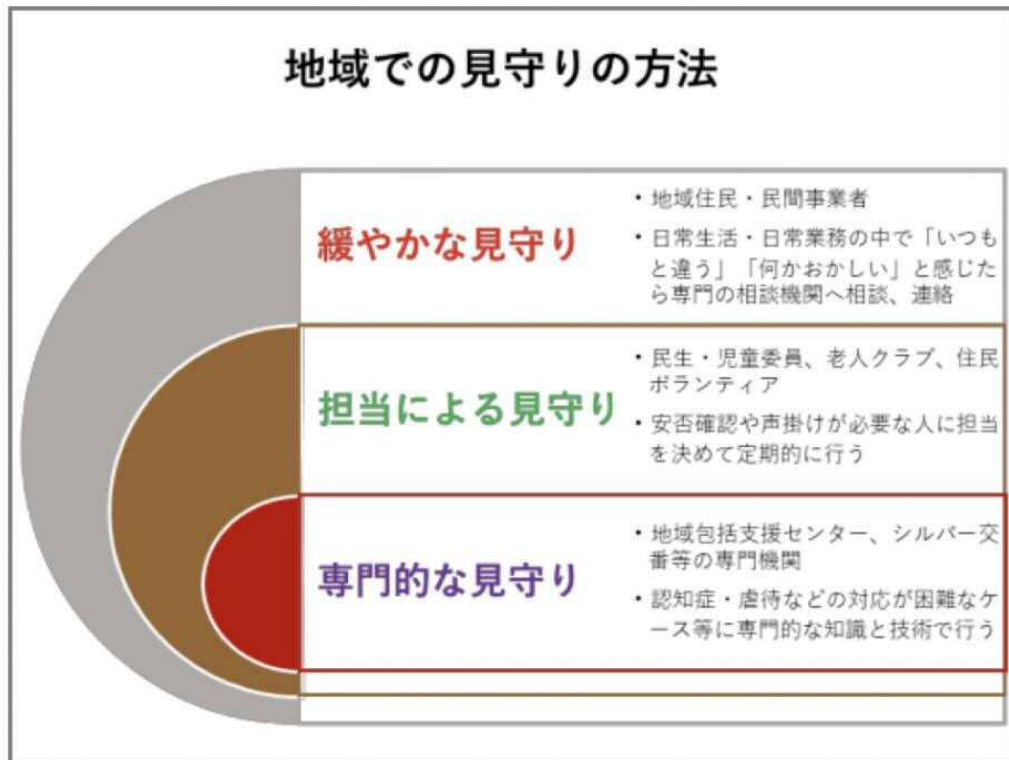


図 13 地域での見守りの方法

出典：人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン

第5 協働の取組について

1 基本的考え方

動物行政の多岐にわたる問題への施策推進は、行政の枠組みを超えた取組が必要です。専門知識と現場対応力を有する行政と協力可能な民間の力が不可欠であり、関係主体がそれぞれの責務と役割の認識を共有し、連携した取組を推進していくべきであると考えます。

(1) 動物愛護管理推進協議会の役割

市が進める動物愛護管理施策について協議を行うとともに、推進員の活動の基盤整備及び支援等を行います。

(2) 動物愛護推進員の役割

市の施策に理解を示し、センターが実施する事業に協力的な方のうち、尼崎市動物愛護推進員設置要綱に規定された以下の活動を行うため、市から委嘱された方を指します。指導力及び行動力に富み、地域に根付いた住民活動の中心的な役割を果たす方で、行政が直接担うことができない活動を含めた住民活動の輪を広げていきます。

<市が推進員委嘱する活動>

- ・ 野良猫への繁殖制限措置に関する協力活動
- ・ 動物の適正飼養及び終生飼養に関する普及啓発活動
- ・ 動物の譲渡推進のための協力活動

(3) 愛護団体及び市民ボランティアの役割

動物愛護に係る地域の実態を理解し、地域に根付いた活動を自ら進んで行っている方を指します。愛護団体等が行政と協働の取組を行うに際しては、市の施策に理解を示し、無理のない範囲で節度ある協力体制の下、行政が直接担うことができない活動を実施します。

2 現状と課題

(1) 現状

平成23年度に設置され、以後定例的に開催されている動物愛護管理推進協議会で施策を検討し、動物愛護推進員を中心にボランティアとの連携を図りながら、課題の解決にあたっています。

(2) 課題

協議会及び動物愛護推進員の構成員の考え方や活動を尊重しつつ、行政と共に共

通の目標を見出し、今後の施策展開に向けて多角的視野で課題解決につながる建設的な議論を行う必要性があります。

3 施策の方向性

協議会と動物愛護推進員を中心とした施策展開に変更はありませんが、多様で有意義な意見を取り入れることができるよう、建設的な意見交換を通じて施策の推進にあたります。それぞれの立場と役割を互いに理解することが連携を行う上で不可欠であり、多様な専門分野や活動分野を有する方を交え、直面する課題と関係主体を明確にした議論を進め、施策の効率的な推進に向けた検討を行います。

具体的には、動物愛護推進員と共に、案件に応じた意見交換会や協働の普及啓発活動の実施、市の施策に協力的なボランティアの育成等を行います。